



あなたには、医療費に関する説明を記載した「最善見積書」を受け取る権利があります

法律の下では、医療提供者は、**保険に加入していない、または保険を利用していない患者様に対して**、医療品および医療サービスの請求額の見積もりを提示する必要があります。

- あなたには、緊急でな品目または医療サービスについて、予想される総費用の「最善見積書」を受け取る権利があります。これには、医療検査、処方薬、医療機器、病院の費用などの関連費用が含まれます。
- 医療提供者から、書面で「最善見積書」を必ずお受け取りください。
 - 医療サービスまたは医療品が少なくとも3営業日前に予定されている場合：予約日から1営業日以内。
 - 医療サービスまたは医療品が少なくとも10営業日前に予定されている場合：予約日から3営業日以内。
- 医療品または医療サービスを予約する前に、医療提供者および選択した別の提供者に「最善見積書」を依頼することもできます。そして、医療提供者は依頼を受けてから3営業日以内に提供する必要があります。
- 「最善見積書」より400ドル以上の請求がされた場合は、その請求書に対して異議を申し立てることができます。
- 「最善見積書」のコピーまたは写真を必ず保存してください。

「最善見積書」の権利に関する詳細や、ご質問については、www.cms.gov/nosurprises にアクセスするか、1-800-985-3059までご連絡ください。